

平成 25 年 5 月 27 日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

請願者



生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書

1. 要旨

6月定例会にて提案される予定の生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)(以下、条例案)について、第12条第2項を下記のように修正していただきたく、審査のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

(自由討議による合意形成)

第12条

(第1項略)

2 議会は、本会議及び委員会における議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図り、結論を出すように努めるものとする。

2. 理由

条例案第12条において、議員相互の討議による合意形成につき定められております。議員相互の討議を行う目的は、①市民が傍聴する場において、議員間で質問をし又は意見を言うなどして議論を深めることにより、最適な合意形成に導くこと、②議案等に対する各議員の見解を市民にとって分かりやすくすること、③結論へ至るまでの議論のプロセスを示すことにあると考えます。

しかしながら、条例案ではこれらの目的が不明確であり、議員相互の自由な発言・討議が制度上十分に担保されないのではないかと危惧いたします。また、議員相互の自由討議は、委員会だけでなく本会議の場においても行われるべきだと考えます。なぜなら、委員会においては委員外議員の発言ができないか、あるいは制限されることが多く、全議員が自由に議論を戦わせる場は本会議しかないからです。

よって、本会議及び委員会において自由な討議を行うこと、議論を尽くすことを明文化すべきと考えます。

以上